

ブルーエコノミーに投資する

気候変動への対応において、海洋環境の健全性は不可欠な要素です。 債券投資家として、変化をもたらす機会が増えていると考えています。

炭素吸収源は、気候変動対策において極めて重要な役割を果たしています。簡単に言えば、炭素吸収源とは、吸収される炭素量が排出される炭素量を上回るエリアを指します。代表的な例として、まず頭に浮かぶのは緑の森ですが、海の力も見過ごすことはできません。

人間が化石燃料を燃やしてエネルギーを得るようになって以来、世界の海は、植物プランクトンの力もあって、大気中に放出された二酸化炭素の約4分の1を吸収してきました。海の中の微細な海藻やバクテリアは、世界の炭素循環に重要な役割を果たしており、陸地のすべての草木を合わせたのと同じくらいの量の炭素を吸収しています。しかし、環境汚染によってプランクトンがマイクロプラスチックを食べるようになってから、プランクトンによる炭素を吸収する速度は低下しています。

最大の炭素吸収源として海の力が認知され 始めるにつれ、重要な天然資源としての「ブ ルーエコノミー」への注目が高まっています。 ブルーエコノミーとは、海に直接または間接的に関係する全ての経済セクターを指します。

綺麗な海の実現を目指す機運の高まりに よって、恩恵を受けるセクターは?

これまでの、健全で持続可能な海洋を目指すための投資家の取り組みには、企業や政府に責任ある活動を行うよう働きかけることや、環境保護のための適切な政策や規制が設けられているかを確認することなどが含まれます。

これまでは行動に重点が置かれていましたが、 足下では、より持続可能な原料を使い、それを考慮したデザイン開発がされているかといった分野にも意識が広がっています。例えば、持続可能な漁業の実践や代替タンパクの開発、業界全体でのプラスチック廃棄物削減などの取り組みが挙げられます。

2021年6月



ミーリン・ゴー ESG投資リスク ヘッド

最大の炭素吸収源として海の力が認知され始めるにつれ、重要な天然資源としての「ブルーエコノミー」への注目が高まっています。



また、海洋での石油・ガス生産の採掘活動や、このような環境下で操業する海運業によって発生する海洋汚染を削減するための取り組みも行われています。

レジャーや観光関連企業、持続可能な経営を目指したコンサルティング・サービスを提供する企業なども、綺麗な海の実現を目指す動きによる恩恵を受けています。

ブルーエコノミーをテーマにした投資はどのように行っていますか?

ブルーベイは、インパクトを重視した投資戦略を通して、世界で最も重要な環境及び社会問題への解決策を提供する企業へ投資することを目指しています。これには、海洋などの天然資源の、より良い管理を目指す企業なども含まれます。

海洋は、ブルーベイの「循環型経済の実現(Enabling a Circular Economy)」という投資テーマに当てはまります。このテーマでは、環境負荷の小さい製品を提供する企業や、より良い天然資源管理を実現させる企業に注目します。後者は現在、投資可能な銘柄が限られていますが、今後拡大していくことが期待されています。

海洋健全性への投資には限界があるので しょうか?投資の可能性が広がるような変 化は見られていますか?

特に債券投資家にとって、ブルーエコノミーに 直接投資することは難しいかもしれません。 ただし今後、ますます重要な機会や投資手 段になると考えている分野に、ESGラベル付 きの債券市場が挙げられます。

ここ最近では、海洋の持続可能性に取り組むための資金調達を目的とした「ブルー」ボンドが登場しました。インパクト投資や気候変動、自然をベースとした解決策の必要性の高まりのほか、国連の「17の持続可能な開発目標」(UN's 17 Sustainable Development Goals)達成のためなど、当分野は今後拡大することが見込まれています。

また、持続可能な海洋の実現を目指すという目的や目標を明示する発行体を投資家が支援できるような、成果重視のサステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)の発行が、企業と政府の両方から増加すると予想しています。

このような動きにより、投資ソリューションが ニッチな私募市場だけでなく、公募市場へと 広がり、海洋健全性に取り組む活動の規模 拡大に役立つと考えています。

この分野で注目している規制や政策の動向はありますか?

強制力を伴う規制の他に、一部投資家は、 「ブルーファイナンス原則(Sustainable Blue Economy Finance Principles) Iに署名するなどの自主的な 取り組みを検討しています。その他には、気 候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)) の 確立したフレームワークが適用された「自然 関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature related Financial Disclosures (TNFD)) は どでイニシアティブをとることで、投資判断の 透明性を高める取り組みを支援している投 資家もいます。

このことから、全般的に環境にポジティブなインパクトをもたらす投資ソリューションが増えていくと期待しています。

ブルーベイのESGに対する取り組みに関してはリンク先もご参照ください。

ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1029号

一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下のようになります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦 略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により 別途定めることになります。

(左京 粉井土)

ロング・オンリー戦略

ング・オンリー戦略				
投資対象	投資適格債	エマージング債	レハ゛レッシ゛ト゛・ ファイナンス	転換社債
運用管理報酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%

オルタナティブ戦略

(年率、税抜き)

運用戦略	トータル・リターン	絶対リターン	
運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%	
成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%	

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いただく投資顧問 報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。

この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用 状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契 約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

■投資一仟契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性 のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状 況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資 された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用に よる損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク: 有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク 為替変動リスク:外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク:発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク:市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク:投資対象国/地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではございませんのでご注意下さい。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は目論見書等の内 容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく 開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載 のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するもの ではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締 結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡ししますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自 身のご判断でなさるようお願いいたします。



